

令和4年度第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和4年4月25日（月） 10:00～12:00

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

進行

教育長挨拶
(代 副教育長)

開 会

- このたびは、令和4年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただいたことに、厚くお礼申し上げます。

本審議会は県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うに当たり、御意見を伺うものである。

教科書は、学校教育の中で、主たる教材として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で大変重要な役割を果たすものである。

今年度は、毎年度採択することとなっている特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準等について、御審議をいただくことになる。

今後、該当する教科用図書についてさらに調査研究を行い、採択の参考となる選定資料を作成することとなるが、そのための専門委員については、皆様とは別途に委嘱している。

今回、委員の皆様にご指導いただく採択基準、選定資料等は、各採択地区協議会において独自に調査・研究がなされ、教科書の採択が行われる上での拠り所となるものである。

県教育委員会としては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を行っていく。

委員の皆様には、限られた時間の中での御審議となる。ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げます、挨拶とする。

進行

事務局

- 審議に入る前に「会議の公開」についてお諮りする。事務局から説明する。
- 審議会の公開について説明する。

資料1ページに記載のとおり、情報公開条例第19条の規定により、審議会は原則公開と定められている。

ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。ただ今申し上げた規定を前

提に考えると、本日の会議の内容は、特別支援学校及び特別支援学級において、令和5年度に使用する学校教育法附則第9条に基づく、教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えている。

ただし、委員の名前については、公開されると、外部からの働き掛けが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正、円滑な審議が阻害され、執行に支障が生ずると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないこととすることが適当であると考えている。

また、第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの図書の特徴等について、具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保する意味で、審議については非公開が適当と考えている。

まとめると、『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は、議事については非公開』が適当である」と考えている。

なお、審議終了後の会議資料及び議事録については、説明申し上げたような支障がなくなると想定される採択終了後、発言者の氏名を含め、公開することが適当であると考えている。

以上、御審議いただきたい。

進行

○ ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。

(数名の委員から事務局案に賛成の意見)

<委員賛同>

事務局

○ 賛同いただいたので、「第1回審議会は委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開」「第2回審議会は、議事については非公開」とする。これで会議の公開についての審議を終わる。

進行

○ 委員長、副委員長の選出に移る。審議会の規程では、審議会に委員長1人及び副委員長1人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間、どなたかが仮議長になり、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよいか。

(事務局一任の声)

進行

○ 事務局一任という声があったので、事務局から申し上げる。

事務局

○ 3番委員にお願いしたい。

仮議長

○ 委員長、副委員長選出の仮議長を務めさせていただく。どなたか、推薦願いたい。

佐々木委員

○ 委員長には大所高所から審議会全体の運営に当たっていただくという視点で、15番委員を御推薦申し上げる。

副委員長には、学校教育全般にわたり識見の高い、17番委員を御推薦申

- し上げる。
- 仮議長 ○ ただ今、推薦をいただいた。委員長に15番委員，副委員長に17番委員をお願いしてよろしいか。
- (賛成の声)
- 仮議長 ○ それではよろしくお願ひしたい。これで私の務めを終わらせていただく。
- 進行 ○ 15番委員，17番委員には，委員長席，副委員長席に御移動願ひたい。
- 委員長 ○ 委員長から一言挨拶をいただく。
- 委員長 ○ コロナ禍や先月の地震で苦勞されていることと思う。そのような中でお集まりいただいた。今回審議に当たるのは特別支援学級，特別支援学校についてであるが，これからの教育に求められる個別最適な学びを保障するために大事な教科用図書採択についての審議となる。限られた時間ではあるが，一人一人の学習を支えるために，委員皆様からお力添えをいただきたいので，よろしくお願ひしたい。
- 進行 ○ それでは，委員長及び副委員長に，当審議会において御審議いただく事項について諮問する。
- 副教育長 ○ 諮問
令和5年度使用教科用図書の採択について（諮問）
このことについて，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により，下記の事項について，貴会の意見を求めます。
- 1 特別支援学校及び特別支援学級において，令和5年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- 理由書
特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に基づく教科用図書，いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において，同一の教科用図書を採択する期間を4年とするという規定から除かれており，毎年度採択が行われております。よって，県教育委員会として，令和5年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものであります。
- このような状況を踏まえ，公正で適正な教科書採択に万全を期すために，教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について，様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問いたします。
- 進行 ○ 以後，審議に入るが，審議会規程により，審議会の議長は委員長に務めていただく。よろしくお願ひする。なお，副教育長は他の公務のため退席させていただきます。

審議事項1 「諮問事項」について

委員長

○ それでは、「審議の(1)の諮問事項」についての審議に移る。諮問事項の前に、事務局から説明があればお願いします。

事務局

○ 諮問事項の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について説明する。資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように、小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。

一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することになっている。これらのことから表1にあるように、令和4年度は小学校用及び中学校用の教科用図書の採択年度となっていない。そのため今年度は、毎年度採択の特別支援学校及び特別支援学級で令和5年度に使用する教科用図書のみの採択となる。

資料3ページを御覧いただきたい。これは市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により採択にあたっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように六つの地区に分かれている。

5ページと6ページを御覧いただきたい。5ページは県立中学校の採択の流れ、6ページは県立特別支援学校小中学部の採択の流れを表したものである。県立中学校及び県立特別支援学校における教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に資料の7ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

採択に関する県教育委員会の任務については、第10条にあるように、「県教育委員会は義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に対し、計画し、実施するとともに市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行う義務」を有することが法律に定められている。また、教科用図書選定審議委員会の設置についても第11条に、「県教育委員会は指導助言または援助を行おうとする際、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では9ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、10ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて14ページを御覧いただきたい。本年度の教科用図書採択事務日程について説明する。本日は第1回の審議会となり、県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、5月6日、10日、11日の3日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。

5月23日第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に5月27日に委員長より県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申をもとに、教科用図書の採択基準や選定資料を、市町村教育委員会、及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月1日から7月18日までのいずれかの日の14日間、県内12ヶ所で教科書展示会を行う予定である。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については、別日程になっている。6月から7月にかけて、特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て、県教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙2の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえ、平成29年度に一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や、各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、適正かつ公正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したもの

である。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げた事項を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

- 採択の流れ、基本方針についてここまでよろしいか。では、諮問事項について事務局から願います。

諮問事項

事務局

- 御審議いただく「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、令和5年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。

ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。第9条に述べられている「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような（実際に提示）絵本や図鑑などである。

なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。

採択基準案については、教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表記と体裁等に関すること」を示している。

御審議をよろしく願いたい。

委員長

- それでは、別紙3の「令和5年度使用 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準 特別支援学校及び特別支援学級」について、「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表現と体裁等に関すること」と4項目ある、それぞれについて基準として適正かどうか確認していきたい。これは基準となるものなので、委員に積極的に発言いただきたい。「1 内容に関すること」は5項目ある。これについて、意見を頂きたい。

本田委員

- 「1 内容に関すること」について、この5点でよいと思う。

佐々木委員

- 案のとおりでよい。

委員長

- 「1 内容に関すること」については、この5点で適切であるものとする。次に「2 組織と配列に関すること」についてはいかがか。

- 三田村委員
田辺委員
委員長
遠藤委員
- 示されたとおりでよい。
 - この4点でよい。
 - それでは「3 学習と指導に関すること」についてはいかがか。
 - (5)のところに「ウェブページのアドレス等が適切に配置されているか」と書かれており、GIGAスクール構想等も踏まえてあり非常によい。(1)から(5)について、このままでよい。
- 高須委員
熊谷委員
委員長
手塚委員
- 示されているとおりでよい。
 - 的確に表現されているので、この5項目でよい。
 - それでは、「4 表現と体裁等に関すること」についていかがか。
 - 支援学校、支援学級では様々な使い方をするので、この「4 表現と体裁等に関すること」について、事務局のとおりでよい。
- 浅野委員
高城委員
委員長
- 提案いただいた内容で適切かつ適当であると考えている。
 - 示された内容に異論ない。
 - 1～4について、この基準が適切であるという意見をいただいた。全体を通じていかがか。
- 金田委員
庭野委員
- 全体を通して、事務局が示したとおりでよいと考える。
 - 毎年度、採択基準についてはこの会議でいろいろ審議をしており、それらを踏まえての案であるので、全体的にこれでよい。
「1 内容に関すること」の「(2) 学校教育の方針と重点」に対応している、と明記されているので、資料等にこの内容を入れてほしい。今回の資料には入っていなかった。次回の資料にこの内容を入れて、それを踏まえた上で検討したい。
- 委員長
- 今の意見について、別紙の「教科書の採択に係る基本方針」にも、「第2期宮城県教育振興基本計画で示された「目指す姿」等を踏まえる・・・」とあるので、学習指導要領に加えて宮城県独自の方針も大事にしていきたい。子供たちの成長を支えていく関係者の意図が伝わるようにしてほしい。
委員の皆様適切に審議していただいた。この採択基準を基に専門委員会で選定資料を作成していただく。
以上で諮問事項についての審議(1)を終了する。
なお、審議会規定第4条で、「専門委員は、委員長の命により、専門事項の調査に従事する。」となっているので、本日の内容を十分に伝えるようお願いする。
審議事項(2) その他に移る。日程について事務局から説明願う。
- 事務局
進行
- 次回は5月23日(月)午後1時30分に開催する。
 - 宮城県教育庁義務教育課長 佐々木利佳子 がお礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長

○ 本日は、令和5年度使用教科用図書の採択に係る審議事項について、委員の皆様それぞれの立場から熱心に御審議いただき感謝申し上げます。今回は、特別支援学校や特別支援学級で使用する教科書の採択基準を中心に審議していただいた。今後は採択の拠り所となる資料を作成する専門委員に、本日の内容及び採択基準の主旨を十分に伝え、調査研究を進めたいと考える。また、次回は本日不足した資料を付けて審議いただけるように準備をする。

本日、開会の挨拶で副教育長が申し上げたとおり、教科書は学習の主たる教材であり、子供たちの学びに大きな役割を果たすものとする。子供たちの学びの充実に向け、どのような教科書を使わせるかということは、大変重要な意味を持つものである。

次回の審議会では、教科書を直接閲覧していただき、専門委員会からの調査報告について御審議いただくことになる。次回も本日同様、皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜るようお願い申し上げます、閉会の挨拶とする。

進行

閉 会